



第4回黒潮町議会 12月定例会会議録

令和元年 12月 6日 開会

令和元年 12月 12日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 12 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
12 月 6 日	金	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明・質疑・委員会付託・委員会
12 月 7 日	土	休 会	休 会
12 月 8 日	日	休 会	休 会
12 月 9 日	月	休 会	委員会
12 月 10 日	火	本会議	一般質問
12 月 11 日	水	本会議	一般質問
12 月 12 日	木	本会議	一般質問・委員長報告・ 委員長報告に対する質疑討論採決・閉会

黒潮町告示第 32 号

令和元年 12 月第 4 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年 11 月 29 日

黒潮町長 大西 勝也

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 令和元年 12 月 6 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

令和元年12月6日(金曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	小永正裕	2番	矢野依伸	3番	山本久夫
4番	山崎正男	5番	浅野修一	6番	吉尾昌樹
7番	濱村美香	8番	矢野昭三	9番	宮地葉子
10番	澳本哲也	11番	宮川徳光	12番	池内弘道
13番	中島一郎	14番	小松孝年		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
総務課長	宮川茂俊	企画調整室長	西村康浩
情報防災課長	徳廣誠司	住民課長	尾崎憲二
健康福祉課長	川村一秋	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	青木浩明	海洋森林課長	今西文明
建設課長	森田貞男	会計管理者	小橋智恵美
教育長	畦地和也	教育次長	藤本浩之

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 沖美佑

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

7番 濱村美香

8番 矢野昭三

議事日程第1号

令和元年12月6日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第46号から議案第58号まで

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

- 議案第 46 号 黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 47 号 黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 48 号 黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 49 号 黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 50 号 黒潮町立中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 51 号 令和元年度黒潮町一般会計補正予算について
- 議案第 52 号 令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
- 議案第 53 号 令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 54 号 令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 55 号 令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 56 号 令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について
- 議案第 57 号 令和元年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 58 号 黒潮町と幡多中央消防組合の消防団事務の委託について

議 事 の 経 過

令和元年12月6日
午前9時00分 開会

議長（小松孝年君）

おはようございます。

ただ今から、令和元年12月第4回黒潮町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

初めに、報告第19号から第21号までが監査委員から提出されました。

議席に配布しておりますので、ご確認をお願いします。

次に、本日受理しました陳情書は議席に配布しております文書表のとおりです。陳情第11号を産業建設厚生常任委員会に、陳情第12号および13号を総務教育常任委員会に付託します。

次に、町長および議長の行動報告書については、報告書を議席に配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

本日は、令和元年12月第4回黒潮町議会定例会を招集させていただきましたところ、何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ここで、9月議会定例会以降の主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。

第5回地区防災計画シンポジウムおよび黒潮町夜間避難訓練について報告させていただきます。

黒潮町では11月2日に、第5回地区防災計画シンポジウムと黒潮町夜間避難訓練を開催致しました。

大方高校体育館を会場に、黒潮町自主防災会が主催をして開催されました第5回地区防災計画シンポジウムは、約200名の参加者で会場が満席となる中、学校からは佐賀中学校、自主防災会からは熊井地区、入野本村地区、西日本豪雨の被災地から、愛媛県大洲市三善自治区より活動報告をいただきました。

午後7時から、全地区で緊急地震速報によるシェイクアウト訓練、その後、浸水区域の地区では避難訓練、浸水区域外の地区では避難所開設訓練を実施、2,892名の住民の皆さんの参加がございました。

夜間ということで訓練中の事故が心配されましたけれども、自主防災会や国土交通省、警察、消防、消防団の皆さまのご協力により、無事訓練を終えることができました。

今後、地区防災計画シンポジウム、夜間避難訓練とも検証の上、より充実した内容となるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上、報告させていただきます。

議長（小松孝年君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、7 番濱村美香君、8 番矢野昭三君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 12 日までの 7 日間にしたいと思います。

これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は本日から 12 月 12 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 46 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第 58 号、黒潮町と幡多中央消防組合の消防団事務の委託についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは、令和元年 12 月第 4 回黒潮町議会定例会へ提案させていただきます議案について説明させていただきます。

今議会に提案させていただきます議案は、議案第 46 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから、議案第 58 号、黒潮町と幡多中央消防組合の消防団事務の委託についてまでの 13 議案でございます。

提案させていただきます議案の内訳は、条例の改正が 5 件、補正予算が 7 件、一部事務組合の事務受託が 1 件、合計 13 議案となっております。

まず、議案第 46 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、国の人事院勧告に基づくもので、一般職、技能、企業、会計年度任用職員にかかわる 4 つの条例を一括して改正するものでございます。

黒潮町としましては、これまでも国の人事院勧告を尊重してきており、今回におきましても勧告どおりに実施をしたいと考えております。

月例給として、民間給与との較差 0.09 パーセントを埋めるため、初任給および若年層の俸給月額を上げるとともに、賞与につきましても 0.05 月分引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分することとし、また、住宅手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げ、手当額の上限を引き上げることと致しております。

次に、議案第 47 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、来年度より会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、公務災害補償等の規定に給料の支給対象者への規定を追加するものでございます。

次に、議案第 48 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、成年後見制度の促進に関する法律に基づき、成年後見人および被補佐人の人権が尊重されるよう、成年被後見人等にかかる欠格条項、その他の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るため、手続きの規定を整備するものでございます。

次に、議案第 49 号、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、説明させてい

たきます。

この条例の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年6月7日に交付されたことに伴い、償還金に関する事項および市町村における合議制の機関の設置などについて改正するものでございます。

次に、議案第50号、黒潮町立中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。

この条例の改正につきましては、中学校の統合が原因で遠距離になった生徒を対象と致しておりましたが、現在は、一定の距離を通学する生徒に対して助成をしておりますので、実情に合わせ変更するものでございます。

次に、議案第51号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ3億9,427万7,000円を追加し、歳入歳出総額を103億8,851万1,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、総務費では、ふるさと納税寄付金4億円の追加に伴う、ふるさと納税寄附金謝礼や返礼品配送手数料など、計1億9,723万円の追加。

民生費では、給付対象者の見込み増などによる障害者自立支援給付費2,500万円および自立支援医療費1,500万円の追加。

農林水産業費では、黒潮町カツオ一本釣り漁船緊急支援事業1,300万円。

土木費では、出口地区の集会所および屯所の建設を行う、防災まちづくり拠点施設整備工事3,000万円。

消防費では、木造住宅耐震改修工事費補助金2,200万円の追加などを計上させていただきました。

これらの歳出に対応するための歳入は、国、県支出金および町債などの特定財源を充当し、基金繰入金で収支の調整をさせていただいております。

次に、議案第52号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ4,885万4,000円を減額し、歳入歳出総額を15億1,174万7,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第53号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ14万8,000円を追加し、歳入歳出総額を19億1,503万6,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整およびシステム改修等の追加によるものでございます。

次に、議案第54号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ80万6,000円を追加し、歳入歳出総額を2億1,012万2,000円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第55号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 91 万 4,000 円を追加し、歳入歳出総額を 17 億 7,903 万 3,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第 56 号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ 51 万 4,000 円を追加し、歳入歳出総額を 1,853 万円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整によるものでございます。

次に、議案第 57 号、令和元年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、説明させていただきます。

この補正予算につきましては、収益的収入および支出である第 3 条予算において、既決の予算に 245 万 8,000 円を追加し、総額を 1 億 6,421 万 7,000 円とするものでございます。

この補正予算の概要と致しましては、人事異動および国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整および庁舎移転に伴う補償費分の繰り入れによるものでございます。

最後に、議案第 58 号、黒潮町と幡多中央消防組合の消防団事務の委託について、説明させていただきます。

この議案は、事務の簡素化、効率化とともに、消防力強化を図るため、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、幡多中央消防組合に消防団事務を委託する規約を定めることについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございますが、この後、副町長ならびに関係課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、議案第 46 号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例は、人事院勧告の給与制度の改正に伴うものとなり、4 つの条例を一括して改正するための条例案となっております。

議案書は 2 ページ、条例案は 3 ページから、また、新旧対照表は参考資料の 1 ページから 19 ページにそれぞれ記載をしておりますので、ご参照をお願い致します。

人事院勧告に伴う国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、4 つの条例を一括して、所要の改正するための条例となっており、人事院勧告の趣旨のとおり、民間の初任給との間に差があることを踏まえて初任給の引き上げを行いますとともに、併せまして、30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸を改定するものとなっております。

また、勤勉手当につきましても民間の支給割合に見合うように引き上げを行うとともに、住居手当につきましても見直しを行うものとなっており、人事院勧告の内容に準じる関連条例の改正を行うものとなっております。

条例案を説明させていただいた後、改正内容を新旧対照表により説明をさせていただきます。

まず、条例案につきまして説明をさせていただきますので、議案書 3 ページをお開きください。

黒潮町の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第1条と第2条で規定している条例案となっており、議案書3ページ上段に第1条の改正案を記載しており、改正案の行政職給料表を3ページ中段から6ページまで示しております。

次に、6ページ下段に第2条があります。これは、第1条と第2条の施行日もしくは適用日が異なるための処理となります。

続きまして、議案書6ページ中段からの黒潮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正を規定しております第3条の規定では、会計年度任用職員の給料につきまして一般職の職員の給料表に基づくこととしているため、一般職の職員の給料と同様に、今回の人事院勧告の内容に準じる改正案となっております。

次に、議案書10ページ下段で黒潮町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正を行う第4条では、運転手や調理員等の技能職員の住居手当の改正を行うもので、一般職の職員と同様の改正案となっております。

11ページ上段の4つ目の条例の改正案となる黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について規定している第5条におきましても、企業職員の住居手当の改正を行うもので、技能職員と同様に、人事院勧告に基づき改正を行うものとなります。

最後に、議案書11ページの附則につきまして、第1条第1項では施行の期日を規定しており、記載のとおり第2条から第5条までおよび附則第3条は、令和2年4月1日より施行することとしております。

第1条第2項で、第1条の規定につきましては、平成31年4月1日から適用するものと規定をしております。

また、第3条住居手当に関する経過措置としまして、手当額が2,000円を超える減額となる職員の場合は、令和3年3月31日までの間、減額する額を2,000円にとどめる規定としており、人事院勧告に準じた規定としております。

続きまして、詳細を新旧対照表で説明を致しますので、参考資料の1ページをご覧ください。

まず、1ページからの第1条による改正の、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正から説明を致します。

1ページの勤勉手当を規定しております第23条第2項第1号におきまして、改正前の100分の92.5を、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5に改める改正案となっております。

これは、6月には、改正前の規定に基づき支給率100分の92.5で既に支給をしておりますので、12月に本年度の引き上げ率を一括して支給するための措置となっております。

1ページ下段から8ページまでの行政職給料表につきましては、それぞれの級および号給の改正前改正後の金額を明記しており、初任給の引き上げを行いますとともに、併せまして、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸を改定するものとなります。

なお、第1条の改正につきましては、議案書11ページの附則第1条第2項により、平成31年4月1日から適用するものとなります。

次に、参考資料9ページからの第2条による改正では、第12条で定める住居手当につきまして、第1項の改正につきましては第2号で規定する単身赴任手当を支給されている職員を含め、人事院勧告のとおり、住居手当の支給基準の下限額を1万2,000円から1万6,000円に引き上げるとともに、第2項の改正では、新旧対照表のとおり月額等の基準を改正し、人事院勧告に準じた改正を行うとともに、併せまして、掲げる額を定める額に、語句の修正を行っております。

また、10 ページの第 23 条第 2 項第 1 号で、再任用職員以外の職員の勤勉手当につきまして、次年度以降の 6 月および 12 月の支給率を 100 分の 95 の支給率に平準化する改正案となっております。

なお、この第 2 条による改正につきましては、議案書の附則第 1 条第 1 項のとおり、令和 2 年 4 月 1 日からの施行とするものとなります。

次に、11 ページからの第 3 条による改正につきましては、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、先に説明させていただきましたとおり給料表の改正を行い、人事院勧告に基づいた一般職の職員の給料表の改正と同様の改正を行うものとしております。

続きまして、18 ページの第 4 条による改正の黒潮町技能職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につきましては、住居手当の支給基準となる下限額を 1 万 2,000 円から 1 万 6,000 円に引き上げを行うとともに、新築または購入した住宅についての住居手当につきまして、一般職の職員と同様支給をしていないため、下線部分を削除する改正を行うものとなっております。

最後に、19 ページの第 5 条による改正の黒潮町企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正につきましては、第 3 条の改正では、この条例の第 1 条で既に法律番号を標記しているため削除する改正を行い、第 6 条におきまして、住居手当の支給基準となる下限額を 1 万 2,000 円から 1 万 6,000 円に引き上げる改正を行い、一般職の職員および技能職員の規定と同様、人事院勧告に準じるものとなっております。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第 46 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 47 号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を行います。

この条例の一部改正は、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、公務災害補償等の規定に給料の支給対象者への規定を追加するための条例改正となります。

議案書は 13 ページ、条例案は 14 ページに、また、新旧対照表は参考資料の 20 ページにそれぞれ記載しておりますので、ご参照をお願い致します。

条例改正の理由につきましては、地方公務員の臨時、非常勤等の職員は、適正な任用、勤務条件を確保するために、法律の改正により会計年度任用職員制度が導入されることになり、令和 2 年 4 月から施行されることとなっております。

この改正されました地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号で規定するフルタイム会計年度任用職員につきましては、常勤の職員と同様の給料の支給対象であると明確化されております。

このため、この条例におきまして規定される公務災害等が発生したときの補償基礎額につきまして、報酬が、日額で定められている職員の規定に加え、給料が支給されることとなる職員の補償基礎額についての規定を新たに整備するものとなります。

詳細を補足させていただきますので、参考資料 20 ページをご覧ください。

20 ページの第 5 条補償基礎額の規定につきまして、今回の改正により第 4 号として規定が追加されることから、第 3 号の次号を第 5 号に、参照する号を修正するとともに、右側の改正後のとおり第 4 号を加え、給料を支給される職員についての補償基礎額を追加することにより、新たな規定を整備するものとなります。

なお、規定しております法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額とは、地方公務員災害補償法に規定されているもので、条文を要約しますと、事故の日や疾病の発生が確定した日の属する月の前月の末日から起算して 3 カ月間に支給された給与の総額を、その期間の総日数で除して得た金額とすることが規定されており、この金額を基に補償基礎額を定めるものとなります。

以上、誠に簡単ではありますが、議案第 47 号の補足説明を終わります。議案第 46 号と併せまして、ご審議

をよろしくお願ひ致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは、議案第 48 号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 15 ページ、条例案は 16 ページになります。

改正理由は、成年後見制度の促進に関する法律に基づく措置として、成年後見人および被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等にかかる欠格条項その他の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るため、所要の手續規定を整備するものです。

それでは、個々の条文について参考資料の新旧対照表で説明を致しますので、参考資料の 21 ページをお開きください。なお、下線部分が改正箇所になります。

第 2 条では、成年被後見人は印鑑登録ができないと規定されていましたが、個別的に必要な能力の有無を判断する規定に改正するとともに、第 5 条から、1 枚めくっていただき 23 ページの第 14 条までの各条項は、所要の手續規定を整備するものです。

議案書の 16 ページに戻っていただき、下段の附則では、施行期日を令和元年 12 月 14 日から施行するものとしています。

以上で、議案第 48 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは議案 49 号の、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 17 ページから 18 ページまでとなります。

改正理由は、災害援護資金の貸し付けを受けた者が置かれている状況等にかんがみ、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について定めるために必要な措置を講じるため、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年 6 月 7 日に交付されたことに伴い、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、個々の条文について新旧対照表でご説明を致します。参考資料の 24 ページをお開きください。

第 5 章に第 17 条を加え、25 ページの第 16 条の委任規定を第 17 条とするものです。

24 ページの中段にお返りください。

第 15 条第 3 項は、報告等を加え、償還金の支払猶予、償還免除、一時償還および違約金について、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律および施行令の適用条項に改めるものです。

第 16 条は、新たに黒潮町災害弔慰金等支給審査委員会の設置を規定しており、第 2 項では審査委員会の委員について、第 3 項では委員の任期について、第 4 項では委員の再任について、第 5 項では必要な事項は規則で定めるとするものです。

議案書の 18 ページをご覧ください。

附則では、公布の日から施行するとしています。

以上で、議案第 49 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長（小松孝年君）

教育次長。

教育次長（藤本浩之君）

それでは、議案第 50 号、黒潮町立中学校生徒の通学費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明をさせていただきます。議案書は 19 ページでございます。

条例の改正について新旧対照表で説明を致しますので、参考資料の 26 ページをお開きください。

改正箇所は、アンダーラインを引いている所になります。

最初に、第 1 条から説明を致します。

第 1 条では、見出しとして目的を付し、中学校の統合が原因で遠距離になった生徒を対象としていたものを、現状として一定の距離を通学する生徒に対して助成をしていますので、実情に合わせて変更をするものです。

そして、当該中学校校区外の住居から通学する生徒を除くことを明記致しました。

第 2 条は、見出しとして委任を付しました。

以上で、議案第 50 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは私の方から、議案第 51 号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算につきまして、補足説明を致します。

1 ページをお開きください。

一般会計補正予算第 3 号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ 3 億 9,427 万 7,000 円を追加し、総額をそれぞれ 103 億 8,851 万 1,000 円とするものでございます。

また、第 2 条で繰越明許費の追加を行い、第 3 条で地方債の変更を行っております。

詳細につきまして、まず、歳出の事項別明細書からご説明を致します。18 ページをお開きください。

主だった事業につきましてご説明を致します。なお、人件費につきましては、人事異動による増減および中途退職者による減、人事院勧告に伴う調整による補正を行っておりますので、各款項目での説明は省略させていただきます。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費の 19 ページとなります。

3 目財産管理費、11 節需要費の修繕料 500 万円の追加につきましては、台風などの影響による地区内放送設備のスピーカーなどの修繕の追加によるものでございます。

続いて、21 ページの方となります。

14 目ふるさと納税経費、8 節報償費のふるさと納税寄附金謝礼 9,922 万円、12 節役務費の返礼品配送手数料 4,215 万 9,000 円や、ふるさと納税寄附金受領業務代行手数料 3,654 万 5,000 円など、合計 1 億 9,723 万円の追加につきましては、ふるさと納税寄附金をさらに 4 億円を追加し、9 億円を目標とし取り組むものでございます。

飛びまして、24 ページとなります。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、13 節委託料の旧伊田小学校改修工事設計委託 302 万 5,000 円の追加につきましては、あったかふれあいセンター新設のための設計費用でございます。

本年度、設計を委託し、来年度、改修工事を行う予定としてございます。

25 ページ。

7 目障がい者自立支援費、20 節扶助費の障害者自立支援給付費 2,500 万円および自立支援医療費 1,500 万円の追加につきましては、これまでの実績による給付対象者の見込み増などによるものでございます。

23 節償還金利子及び割引料 972 万 1,000 円の追加につきましては、前年度の障がい者医療費関係補助金など

の額の確定による返還金を計上しております。

26 ページ。

2 項老人福祉費、1 目老人福祉総務費、19 節負担金補助及び交付金の後期高齢者医療広域連合医療給付過年度分負担金 338 万 6,000 円の追加につきましては、前年度の精算による追加分を計上しております。

28 ページ。

4 款衛生費、2 項清掃費、2 目の塵芥処理費、19 節負担金補助及び交付金の幡多広域市町村圏事務組合清掃費負担金 578 万 2,000 円の追加につきましては、幡多クリーンセンターにおける絶縁診断結果に伴いますタービン発電機の更新によるものでございます。

29 ページ。

6 款 1 項 3 目農業振興費、19 節負担金補助及び交付金の経営体育成支援事業 130 万 2,000 円の追加につきましては、台風 10 号により被災し、事業対象となるハウスの被覆修繕等 13 名分となっております。

また、産地基幹施設等支援タイプ（産地競争力強化）6,966 万円の追加につきましては、国の 2 次募集に申請するため、キュウリの養液栽培を行う低コスト耐候性ハウスの建設費用の 2 分の 1 を補助するもので、全額、国の補助金が充当されるものとなっております。

30 ページ。

3 項水産業費、2 目水産業振興費、19 節負担金補助及び交付金の黒潮町カツオ一本釣り漁船緊急支援事業 1,300 万円の追加につきましては、昨年発生しましたアニサキス事案の影響によりまして取引単価が安い状況にあることに加えまして、近年まれに見る水揚げ不振に陥っているカツオ一本釣り漁業者に対しまして緊急に支援を行うため、本年度、漁期に使用した燃油の一部、1 パーセント分を補助するものでございます。

33 ページとなります。

8 款土木費、5 項都市計画費、2 目都市環境整備事業費、15 節工事請負費の防災まちづくり拠点施設整備工事 3,000 万円の追加につきましては、出口地区の集会所および屯所の建設費用の追加によるものでございます。

34 ページ。

9 款消防費、1 項 1 目常備消防費、19 節負担金補助及び交付金の幡多中央消防組合黒潮消防署分担金 1,145 万 6,000 円の追加につきましては、高規格道路延伸に伴う救急体制の整備を行うための増員および人事異動による人件費の増によるものでございます。

35 ページ。

4 目防災費、19 節負担金補助及び交付金の木造住宅耐震改修工事費補助金 2,200 万円の追加につきましては、木造住宅の耐震改修 20 戸分を追加計上をしております。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費の、36 ページとなります。15 節工事請負費の不破原バス待合所移設工事 216 万 2,000 円の追加につきましては、安全性が高く利便性にも優れている民有地を、ご好意により無償で借り受けることができましたので、移設をするものでございます。

37 ページ。

4 項 2 目社会教育振興費、11 節需用費の修繕料の黒潮町浜松教育集会所トイレ改修工事 117 万 4,000 円および黒潮町浜松教育集会所内装修繕工事 172 万円の追加につきましては、不登校児童を受け入れるための教室を開設するに当たり、男女別のトイレの改修などの整備を行うものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。14 ページにお戻りをいただきたいと思います。

14 ページの歳入の事項別明細書です。主なものにつきまして説明をさせていただきます。

15 款国庫支出金および 16 款県支出金の説明欄に記載があります補助金につきましては、歳出のそれぞれの事業に対する補助金などを見込んでいます。

15 ページの 18 款寄附金のふるさと納税寄附金 4 億円の増額につきましては、カツオのたたきがテレビ放映された PR 効果が継続的に伸びておりますことから、さらに増額を見込んだものでございます。

19 款繰入金の財政調整基金繰入金 2 億 1,009 万 6,000 円の減額につきましては、収支の調整を行うものでございます。

16 ページ。

22 款町債は、説明欄の記載のとおり 8,150 万円の増額をするものでございます。

次に、9 ページにお戻りをいただきまして、第 2 表繰越明許費をご覧ください。

新たに追加する事業となっております。

まず、2 款総務費、1 目定住促進住宅整備事業 3,600 万円につきましては、定住促進住宅耐震改修およびリフォーム工事 4 件分を繰り越すものでございます。

8 款土木費、2 項の道路新設改良事業 1 億 2,750 万円につきましては、社会資本整備総合交付金事業の拳ノ川若山線、大井川馬荷線などの工事費 1 億 1,500 万円、用地購入費 600 万円、立木などの補償費 650 万円を繰り越すものでございます。

また、5 項の都市防災総合推進事業 337 万 9,000 円につきましては、出口地区防災まちづくり拠点施設、集会所および消防屯所の委託費を繰り越すものでございます。

次に、10 ページ、第 3 表地方債補正をご覧ください。

この地方債の補正は、それぞれの事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額 8 億 5,345 万 3,000 円を、補正後は 9 億 3,495 万 3,000 円とするもので、その他起債の方法、利率に変更はございません。

なお、補正後の限度額は、先ほどの 16 ページの 21 款町債の計と同額となるものでございます。

以上で、議案第 51 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

総務課長。

総務課長（宮川茂俊君）

それでは、議案第 52 号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は 22 ページにあります。予算書につきましては、表紙の色がサーモンピンクとなっております。

予算書の 1 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,885 万 4,000 円を減額しまして、予算の総額を 15 億 1,174 万 7,000 円とするものとなります。

補正の主な理由としましては、国の人事院勧告による職員の給与の改定に伴う人件費の調整と、一般職の職員数を見込み人数で計上していたものを実人数に調整したことによるものとなっております。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款 1 項 1 目、給与等集中処理費の 2 節給料の 3,881 万 8,000 円の減額につきましては、人事院勧告による職員の給与の改定に伴う調整と、人事異動等による一般職の職員数を実人数に調整したことによる減額となっております。

3 節の職員手当につきましては、職員の給料が減額になっていることに比例しまして各種の手当も減額となっておりますが、一般職時間外勤務手当などにつきましては実績見込みに合せての増額になっているため、合

計で5万5,000円の減額となっております。

4節共済費につきましての998万1,000円の減額につきましては、一般職共済負担金の調整による減額が主な要因となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。予算書6ページをご覧ください。

1款1項1目、諸収入の1節給与等振替収入につきましては、歳出額と同額となる4,885万4,000円の減額となっております。

以上で、議案第52号の補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

議案第53号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は23ページ、予算書は黄色の表紙の予算書となります。

予算書の1ページをお開きください。

この補正予算につきましては、第1条のとおり、既決の予算に歳入歳出それぞれ14万8,000円を追加し、歳入歳出総額を19億1,503万6,000円とするものです。

補正の主な内容は、人事異動および人事院勧告の給与制度改革による人件費の調整ならびにシステム改修によるものです。

詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

まず、歳出から説明を致しますので、9ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費の2節給料、3節職員手当、4節共済費の人件費について、126万7,000円の減額調整を行っています。

13節委託料の141万5,000円の増額は、国保資格者の異動管理を行うためのシステム改修によるものです。

次に、歳入については8ページに戻りまして、5款1項1目、一般会計繰入金の3節職員給与費等繰入金の126万7,000円の減額は、人件費の減額に伴う繰入金の減額です。

6節その他一般会計繰入金の59万7,000円ならびに8款1項1目、国民健康保険制度関係業務事業費補助金32万3,000円、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金59万5,000円の増額は、歳出の13節委託料のシステム改修に伴う国庫支出金を見込んでいるものです。

以上で、議案53号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第54号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。議案書は24ページ、予算書は水色の表紙の予算書となります。

予算書の1ページをお開きください。

元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の名称を令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計予算とし、元号の年表示についても令和に読み替えるものです。

第1条では、この補正予算は既決の予算総額に歳入歳出それぞれ80万6,000円を追加し、歳入歳出総額を2億1,012万2,000円とするものです。

主な補正内容は、人事異動および人事院勧告の給与制度改革による人件費の調整によるものです。

詳細につきまして歳入歳出事項別明細書で説明を致します。

歳出から説明致しますので、7ページをお開きください。

1款1項1目、一般管理費の2節給料、3節職員手当、4節共済費の人件費について、80万6,000円の増額調

整を行っています。

次に、歳入については6ページに戻りまして、3款1項1目、一般会計繰入金の1節事務費繰入金の80万6,000円を増額し、収支の調整を行っています。

以上で、議案第54号の補足説明を終わります。議案第53号と併せて、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（小松孝年君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（川村一秋君）

それでは、議案第55号、議案第56号について、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第55号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。予算書はオレンジ色の表紙のものとなります。

1ページをお開きください。

この予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ91万4,000円を増額し、総額をそれぞれ17億7,903万3,000円とするものです。

補正の主な理由は、人事異動による調整と人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整によるものです。

詳細につきましては、まず、歳出からご説明させていただきます。9ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1款総務費の1項1目、一般管理費の2節給料から4節共済費までは、人事異動による調整と人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整および時間外手当の調整により、91万円を増額するものです。

また、3款地域支援事業費、1項2目介護予防・生活支援サービス事業費、第1号介護予防支援事業費の2節給料から4節共済費につきましては、人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整により、2,000円を増額するものです。

10ページ。

3項2目、権利擁護事業費の2節給料から4節共済費につきましては、人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整により、2,000円を増額するものです。

3項3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の3節職員手当、4節共済費につきましては、人事院勧告により職員の給与改定に伴う人件費と時間外手当を調整するものです。

続きまして、歳入の説明を致します。予算書8ページをご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金では3,000円、4款1項、支払基金交付金では1,000円の人件費による増額分をそれぞれの負担割合に応じて、歳入歳出の財源の調整を行っております。

7款繰入金、1項5目、その他一般会計繰入金では、人件費の増額分を一般会計から91万円の増額調整をするものです。

以上で、議案第55号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第56号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算について、補足説明をさせていただきます。黄土色の予算書をご覧ください。

予算書1ページをお開きください。

元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度黒潮町介護サービス事業特別会計の名称を令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計とし、元号による年表示につきましても令和に読み替えるものとしております。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ51万4,000円を増額し、総額を1,853万円とするものです。

補正の主な理由は、人事院勧告による職員の給与改定に伴う人件費の調整によるものです。

詳細につきましては、まず、歳出から説明させていただきます。7 ページの歳出事項別明細書をお開きください。

1 款総務費、1 項 1 目、一般管理費の 2 節給料から 4 節共済費は人事院勧告による職員の給与改定に伴うもので、3 節職員手当のうち時間外につきましては、これまでの実績を基に調整を行っております。

続きまして、歳入の説明を致します。6 ページにお戻りください。

2 款繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金は、人件費の増額分 51 万 4,000 円の調整を行っております。

以上で、議案第 56 号の補足説明を終わります。議案 55 号とともに、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第 57 号、令和元年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について、補足説明を致します。議案書は 27 ページでございます。

今回の補正は、国の人事院勧告による職員の給与の改定および職員の人事異動に伴います人件費の調整ならびに水道倉庫設置補償費分の一般会計からの繰り入れでございます。

1 ページをお開きください。

元号を改める政令の施行に伴い、平成 31 年度黒潮町水道事業特別会計予算の名称を令和元年度黒潮町水道事業特別会計予算とし、元号による年表示についても令和に読み替えるものとしています。

第 3 条予算では、第 1 款上水道事業費用の予算額を 245 万 8,000 円増額し、合計を 1 億 6,421 万 7,000 円とするものです。

次に、2 ページをお開きください。

第 4 条予算では、第 1 款資本的収入の予算額を 160 万 1,000 円増額し、合計を 1 億 3,224 万 3,000 円とするものでございます。

次に、10 ページの補正予算事項別明細書をお開きください。

上段の収益的支出の 1 項営業費用、6 目総係費の 3 節給料は 18 万円の減額、5 節手当は 213 万 1,000 円の増額および 7 節法定福利費は 50 万 7,000 円の増額でございます。

下段の資本的収入の 4 項 1 目、他会計繰入金は、庁舎移転に伴います水道倉庫設置補償費分の一般会計からの繰入金 160 万 1,000 円でございます。

恐れ入りますが 4 ページにお戻りください。

ここからは財務諸表になります。

今回の補正予算に伴います、1 年間の現金の動きを表しましたキャッシュフロー計算書、5 ページは、会計期間におけます経営成績を表しました予定損益計算書および 6 ページから 9 ページにかけては、期末時点におけます財政状態を表しました予定貸借対照表を記載をしておりますので、ご確認をよろしくお願い致します。

11 ページからは給与費明細書でございます。

以上で、議案第 57 号の補足説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

情報防災課長。

情報防災課長（徳廣誠司君）

それでは、議案第 58 号、黒潮町と幡多中央消防組合との消防団事務の委託について、補足説明をさせていた

だきます。議案書は28ページ、29ページをご覧ください。

地方自治法第252条の14第1項では、普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して、管理しおよび執行させることができるとされております。

現在、消防団事務については黒潮町の業務として執行しておりますが、幡多中央消防組合を黒潮町とともに構成する四万十市では、本年度より消防団事務の一部を委託して執行しております。

本町でも、四万十市に合わせ事務の簡素化、効率化を図るとともに、消防団と同組合との関係性が高まることで消防力強化が図られるよう黒潮町から幡多中央消防組合へ消防団事務に関する事務の委託を行うため、議案書28ページから29ページに記載しております第1条から第9条までの規約を新たに制定するものでございます。

附則としまして、この規約は令和2年4月1日からの施行とするとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（小松孝年君）

これで、提案理由の説明を終わります。

この際、10時25分まで休憩します。

休 憩 10時 14分

再 開 10時 25分

議長（小松孝年君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第46号、黒潮町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第46号の質疑を終わります。

次に、議案第47号、黒潮町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第47号の質疑を終わります。

次に、議案第48号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

ここにですね、意思能力を有しない者に改めるとありますけど、この意思能力を有しないのは具体的に大体、言える範囲でいいですが、どういうものを指すのでしょうか。

教えてください。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは宮地議員の質問にお答えします。

意思能力とは、本人の身体、認知、精神と、そういうふうな個別によって、それぞれの判断能力となります。
以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野昭三君。

8 番（矢野昭三君）

同じ所なんですけど、これね、実際現場で判断していかないかんがですよ。

窓口へ来られた人が、窓口の職員が意思能力があるとかないとかいう判断をするその基準、根拠。これがこの条例の中では見えんきよね、この示されたものの中では。ちょっとね、そのへんは詳しく説明していただきたいですね。

議長（小松孝年君）

住民課長。

住民課長（尾崎憲二君）

それでは矢野議員の質問にお答えします。

窓口での対応になりますが、そのときには法定後見人制度に基づく後見人さんが来られますので、その方と一緒に話をしながらということにはなってきます。具体には、

以上です。

議長（小松孝年君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 48 号の質疑を終わります。

次に、議案第 49 号、黒潮町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号、黒潮町立中学校生徒の通学費助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 50 号の質疑を終わります。

次の議案第 51 号、令和元年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正の質疑を行います。

初めに、歳入全部の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、2 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、3 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、4 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

池内君。

12 番 (池内弘道君)

ページ、29 ページの農業振興費のうちの負担金補助及び交付金の産地基幹施設等支援タイプ 6,966 万。

キュウリの養液栽培ということでしたが、場所、面積と、キュウリの養液栽培にした理由をちょっと教えていただきたいがですけども。

議長 (小松孝年君)

農業振興課長。

農業振興課長 (宮地丈夫君)

池内議員のご質問にお答え致します。

場所につきましては、国営団地、平成団地の中になります。

面積につきましては、2 棟を建設予定ですので、2 棟を合わせまして 37 アールでございます。

理由につきましては、病気等、また経営の合理化、簡素化等を考慮しての計画だと聞いております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

池内君。

12 番 (池内弘道君)

経営の合理化ということですが、これは個人の方が経営されるのですか。

また、個人なのか、また法人というか公社の方とか、そういうことをちょっと教えてください。

議長 (小松孝年君)

農業振興課長。

農業振興課長 (宮地丈夫君)

申請者につきましては、町内に住所を有する農業生産法人でございます。

議長 (小松孝年君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、6 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、7 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、8 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

35 ページですが、19 節負担金補助及び交付金のとこです、木造住宅耐震改修工事の補助金で 20 戸分という説明がありました。

これ、今年度全部で何戸分の耐震工事をされたのか、お聞きします。

議長 (小松孝年君)

情報防災課長。

情報防災課長 (徳廣誠司君)

宮地議員のご質問にお答え致します。

耐震工事の補助金ですけども、今年度、予算として 150 戸分を計上しておりました。

現在、145 戸の申請がございまして、今後も 20 戸程度の申請が見込まれるということで、今回の補正としております。

以上でございます。

議長 (小松孝年君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、9 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、10 款の質疑を終わります。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち、11 款の質疑を終わります。

これで、歳出の質疑を終わります。

次に、第 2 表繰越明許についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第2表についての質疑を終わります。

次に、第3表地方債補正についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、第3表についての質疑を終わります。

これで、議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号、令和元年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

宮地君。

9番(宮地葉子君)

歳出で4,885万4,000円の減額になってます。これは人事異動によるものと、見込み人数を実人数に改めたという説明だったと思うんですが。

見込み人数と実人数の差ですね、これは何人分あるんでしょうか。

議長(小松孝年君)

総務課長。

総務課長(宮川茂俊君)

宮地議員の質問にお答えをしたいと思います。

補正予算書の8ページ、9ページをお開きください。

そこに人数が出ておりますが、9ページの上段の総括の表の中に、補正前が196名分で、補正後が上段になりますが187名分で、マイナスの9名分となっております。そこをご参照ください。

以上です。

議長(小松孝年君)

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号、令和元年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号、令和元年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第54号の質疑を終わります。

次に、議案第55号、令和元年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第55号の質疑を終わります。

次に、議案第 56 号、令和元年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 56 号の質疑を終わります。

次に、議案第 57 号、令和元年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 57 号の質疑を終わります。

次に、議案第 58 号、黒潮町と幡多中央消防組合の消防団事務の委託についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 58 号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっております議案第 46 号から議案第 58 号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 10時 38分